

# 北海道容器包装の簡素化を進める連絡会 会則

(名称)

第1条 この連絡会の名称は、北海道容器包装の簡素化を進める連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

(目的)

第2条 連絡会は、市民団体・事業者・地方自治体・国が連携して、北海道内で使用される容器包装の簡素化を進め、循環型社会の実現と地域環境の保全を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 連絡会は、目的を達成するため、関係団体との連携により以下の活動を行ない、容器包装の一層の削減に取り組むこととする。

- (1) 容器包装の意識及び実態の把握
- (2) 容器包装の調査及び学習
- (3) 容器包装の簡素化の方策の研究と実証
- (4) その他、目的を達成するための活動

(構成)

第4条 連絡会は、目的・活動に賛同する別表に掲げる会員により構成する。

2 連絡会への入会には、会員の推薦及び世話人会にて承認し全体会議に報告する。

3 会員が脱会しようとする場合は、連絡会に届け出るものとし、会員が事業を廃止したときは退会したものとみなす。

(世話人会)

第5条 連絡会の運営・活動を支えるため、世話人会を置く。

2 世話人会は5名以上の世話人を置き、会員の互選により選出する。

(代表世話人)

第6条 連絡会に代表世話人を2人置き、世話人の互選により選出する。

2 代表世話人は全体会議及び世話人会の議長となり、会務を総括する。

(全体会議・世話人会の開催及び運営)

第7条 全体会議・世話人会は代表世話人が召集する。

2 全体会議は、第3条に定める活動の実施に関し、必要な事項について協議し決定する。

(会計)

第8条 連絡会の会計は、活動ごとに協議し決定する。

(会計・活動年度)

第9条 連絡会の会計・活動年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成21年度は平成21年6月5日から平成22年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 連絡会の事務を遂行するため事務局を置く。

(補則)

第11条 本会則に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、代表世話人が全体会議並びに世話人会に諮って定める。

【附則】

この会則は、平成21年6月5日から施行する。

この会則は、平成25年4月8日から施行する。

# 北海道容器包装の簡素化を進める連絡会 参加団体（会員）

（2013年4月26日現在）

## （市民団体・活動団体）13団体

旭川消費者協会・NPO法人 環境り・ふれんず  
循環ネットワーク北海道・(社)札幌消費者協会  
札幌友の会・札幌第二友の会・札幌第三友の会  
（財）北海道環境財団・(社)北海道消費者協会  
ごみ減量実践活動ネットワーク  
札幌市リサイクルプラザ宮の沢（指定管理者；NPO法人 環境り・ふれんず）  
エコロジア北海道21推進協議会  
NPO法人 日本リサイクルネットワーク北海道

## （事業者）：5団体

北海道スーパーマーケット協会・生活協同組合コープさっぽろ  
北海道百貨店協会・イオン北海道(株)  
Aコープチェーン北海道

## （国・地方自治体）：5団体

環境省北海道地方環境事務所 環境対策・リサイクル課  
北海道経済産業局資源エネルギー環境部環境対策課  
農林水産省北海道農政事務所 農政推進課  
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課  
札幌市環境局ごみ減量推進課

## 世話人（12名）

|                                |
|--------------------------------|
| 循環ネットワーク北海道 代表 浅田琉璃子           |
| NPO法人環境り・ふれんず 代表理事 石塚祐江        |
| NPO法人日本リサイクルネットワーク北海道 代表 小玉 豊治 |
| 札幌第3友の会 岡部 純子                  |
| 社団法人 北海道消費者協会 星野 武治            |
| 北海道百貨店協会 事務局長 山口 博             |
| 北海道スーパーマーケット協会 事務局長 虎谷 利一      |
| コープさっぽろ 経営企画室室長 村上 伸吾          |
| イオン北海道(株) 環境・社会貢献部長 大野 芳高      |
| ホクレン農業協同組合連合会 生活事業本部 小西 哲也     |
| 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 主査 三浦 誠    |
| 札幌市環境局ごみ減量推進課 課長 安岡 直美         |